



- トピックス
- I. ミャンマー商標法に基づく既存商標の優先取扱のための登録受付の開始(暫定版)
 - II. シンガポール: 消費者保護のための価格透明性に関するガイドラインの制定
 - III. インドネシア: 個人データ保護法案の最新動向
 - IV. ベトナム: IT ビジネスを行う際に留意すべき外資比率規制と許認可

2020年
9月25日号

I. ミャンマー商標法に基づく既存商標の優先取扱のための登録受付の開始 (暫定版)

執筆者: 湯川 雄介、Kyj Chan Nyein

ミャンマー商標法においては、既存の登録法に基づき登録されていた標章及び実際に使用されていた未登録標章(これらを総称して「既存標章」といいます)の権利者は、知的財産庁の本格オープン及びそれに伴う商標法に基づく商標登録申請の本格受理(「ハードオープン」)に先立ち、一定の期間内に手続を行うことにより、所定の優先権(これは、一定の範囲で先使用が保護されることを内容としています)を確保されることが想定されており、そのための具体的な手続の発表が待たれていましたが、今般、商業省より8月28日付にてOrder(「本件オーダー」)が発表されました。

本件オーダーによると、既存標章の権利者は、所定の優先権を取得することを希望する場合には、2020年10月1日より商標登録申請の公式受理日(すなわち、ハードオープン日と思われる)までの間に登記官に対してその旨を申請しなければならず、当該申請が受理された場合にはハードオープン日を登録出願日(Filing Date)として認められることとされています。

上記優先権の申請は、法律事務所等、登録申請を業として行っている者を通じてまたは本人により、所定の電子登録システムを利用して行うことができるとされています。

また、当該申請に際しては、既存標章と、商標法に基づく保護の対象となる標章は同一のものでなければならず、当該標章に係る商品・役務の範囲は一致している必要があり、国際的な商品・役務の分類に基づいて詳細に表示されなければならず、(既存標章の登録・使用の範囲よりも)増加して申請した商品・役務については検討の対象としないこととされています。

既存標章が登録済みであることまたは国内市場にて使用・現在に至るまで単独で使用していることを証する資料としては、以下の資料を提出することができるものとされています。

- (a) 過去に登記局において登録した商標
- (b) 登記局において登録した登録証書(真正の写し)
- (c) 新聞または公衆へ広告した証拠
- (d) 国内市場において実際に使用した証拠
- (e) 自分の商標に関する市場拡大またはプロモーションした広告の証拠

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

- (f) 納税証明書または経費の領収書
- (g) 出願者が過去登記局へ登録を行った標章の権利者でない場合、元の標章権利者から譲渡された、または名義変更したような証拠
- (h) その他の証拠

本件告示により、優先権の付与を受けるための具体的なタイムラインが示されることとなりました。既存標章の登録法に基づく登録が未了の場合には速やかに登録を行うとともに、登録をしているか否かにかかわらず、上記優先権申請のための証憑の用意をすることが必要になります。

商標法については、近日中に所轄当局からの情報発信等がなされることも予定されており、それらも含み実務上の具体的な取扱を注視する必要があり、当事務所でも継続的にフォローアップをして参ります。



ゆ かわ ゆうすけ
湯川 雄介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ヤンゴン事務所代表
y.yukawa@jurists.co.jp

1998年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2007年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。2013年1月よりミャンマーに駐在し、数多くの日系企業に広くアドバイスを提供してきたほか、ロビイング活動、法整備支援プロジェクトへの関与も多数。Chambers Asia-Pacific 2020において、ミャンマーの General Business Law の分野で Leading Individual に選出。



チー チャン ニェイン
Kyi Chan Nyein

西村あさひ法律事務所 ヤンゴン事務所 フォーリンアトニー
kyi.chan.nyein@jurists.co.jp

2008年ミャンマー上級弁護士資格取得(2013年再登録)、2012年早稲田大学法学部卒業。2014年早稲田大学大学院修了。7年間にわたる日本滞在経験に基づき、日本語が非常に堪能であるほか、各省大臣・副大臣・パーマネントセクレタリー、MIC 事務局長その他ミャンマー政府当局高官との折衝等の経験を豊富に有する。

Ⅱ. シンガポール: 消費者保護のための価格透明性に関するガイドラインの制定

執筆者: 佐藤 正孝

シンガポールの競争法当局である Competition and Consumer Commission of Singapore が、2020 年 9 月 7 日、消費者保護を目的とする法律である Consumer Protection (Fair Trading) Act (CPFTA)に関するガイドライン、CCCS Guidelines on Price Transparency (2020 年 11 月 1 日から適用)(「本ガイドライン」)を公表しましたので、その概要を紹介します。

1. CPFTA と本ガイドラインの位置づけ

シンガポールでは、不公正な取引から一般消費者を保護するための法律として、CPFTA を定めています。CPFTA は、シンガポール居住者に物・サービスを提供するサプライヤーに対して適用されると規定されており、シンガポール在住の一般消費者に商品・サービスを販売するシンガポール国内外の企業に適用があります。

本ガイドラインの制度趣旨及び主要な規制内容は、日本の不当景品類及び不当表示防止法(「景表法」)第 5 条 2 号とそのガイドラインである「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方」と類似するものになります。そのため、シンガポールの一般消費者に物・サービスを提供している日本企業は、日本の景表法及びそのガイドラインを遵守している限り、原則として、CPFTA 及び本ガイドラインに違反することにはならないものと考えられますが、本ガイドラインの方がより踏み込んだ記載をしている箇所もあるため留意が必要です。

2. 本ガイドラインの概要

(1) 最終価格の非表示(Drip Pricing)

最終価格の非表示(Drip Pricing)とは、一般消費者が最終的に支払う価格よりも低い価格を表示・広告することを言います。違法な最終価格の非表示の具体例として、ホテルの 1 泊の価格が 200 ドルであると見出し価格に表示されているものの、100 ドルのサービスフィーが上乗せされ、300 ドルが最終的に請求される場合が例示されています。このような違法な価格表示を避けるために、サプライヤーは、税金、サービスチャージ等の不可避免的に追加される金額を含めた最終価格を見出し価格として表示することが必要となります。

また、他の違法な価格の表示例として 3 ヶ月間で 9 ドルの定期購読の申し込みにあたり、当該 3 ヶ月が経過後は、次の 3 ヶ月の定期購読あたり 27 ドルを支払うことに同意する、という自動的にチェックが入る場合が例示されています。本ガイドラインでは、追加の商品・サービスの販売にあたり、①一般消費者が積極的に購入を承認するオプトイン方式とすること、②オプトイン方式にしない場合には、当該追加商品・サービスが含まれていることを明確に表示し、かつ当該追加商品・サービスの各価格とともに総額を見出し価格に含めること、さらに③各追加商品・サービスとこれらに発生する費用の内訳及び金額を表示すること等を推奨しています。

また、本ガイドラインでは、商品・サービスの価格をシンガポールドルで価格を表示しているにもかかわらず、支払処理がシンガポール国外で行われる場合には、当該取引がクロスボーダー取引であり、為替費用その他クロスボーダー決済に生じる費用が最終的に発行される請求書に記載される旨を表示することを推奨しています。

(2) 他社比較価格の表示

競合他社の価格と比較し自社の製品が安いことを表示することも、当該表示が公正であり誤解を生じさせないものである限り許容されます。但し、本ガイドラインでは、他社比較が公正に行われていることの定期的な調査を行い、記録を保管することを推奨し

ています。

(3) ディスカウントの表示

サプライヤーが自社の通常の販売価格よりもディスカウントした価格で販売することの表示も、当該ディスカウントが実質的にもディスカウントされた価格であり、ディスカウントの期間及び条件について誤解を生じさせないものである限り許容されます。本ガイドラインでは、サプライヤーが通常の価格よりもディスカウントした価格で販売することを表示する場合、サプライヤーが過去に合理的な期間販売した価格と比較し、かつ、過去の販売価格に関する記録も保管しておくことを推奨しています。また、期間限定でのディスカウントであることを表示する場合には、当該ディスカウントの期間を明記することも推奨しています。

(4) 無償・無料の表示

サプライヤーが一般消費者に対して、無償・無料で商品・サービスを提供することを表示する場合、実質的にも無償・無料でなければならず、別途当該商品・サービスの費用やコストを回収するもの(例えば、他の商品・サービスの購入を条件とし、当該商品・サービスの値段を上げる又は品質を下げることも含まれます)であってはならないとされています。また、本ガイドラインでは、無償・無料で商品・サービスを提供するにあたり不可避免的に発生するコストを一般消費者に負担させる場合、当該コストについては最初から明記することを要請しています。さらに、無償・無料でのトライアル期間の後、有償でのサービスに切り替わる場合、当該無償・無料でのトライアル期間の満了前に、無償・無料期間が終了すること、及び解約の手続きを一般消費者に知らせることを推奨しています。



さとう まさたか
佐藤 正孝

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 パートナー弁護士

m_sato@jurists.co.jp

2011年9月から2013年4月までハノイ事務所で勤務し、ベトナムでの企業進出、M&A およびコーポレート案件全般に関するアドバイスを行う。その後、フィリピンの大手法律事務所に出向し、2014年からシンガポールオフィスで勤務。シンガポール法弁護士(FPC)を有し、現在は、主にアジア諸国における出資、合併、買収等のM&A案件、コーポレート案件等に広く携わる。

Ⅲ. インドネシア:個人データ保護法案の最新動向

執筆者:吉本 祐介、石川 智也、杉本 清

インドネシアにおいては、個人データ保護に関する統一的法律は存在せず、業種ごとに定められた法令が重疊的に適用されていることから、ある事業分野に適用される法令を業種毎に特定する必要があります。加えて、これらの各種法令においては、それぞれ異なる個人データ保護に関する規制が定められているため、特に複数の法令が重疊的に適用される事業を営む会社の場合、具体的に如何なる個人データ保護に関する規制が適用されるのかを把握するために、慎重な検討を要するという特徴があります。

こうした現状を踏まえ、現在インドネシア政府は、通信情報省と法務人権省、さらには金融サービス庁などの関連当局も巻き込んだ上で、個人データ保護に関する統一的法律の制定に向けた活動を進めており、2020年1月24日に、個人データ保護法案(以下「本法案」)が国会に提出されました。本法案はEUのGDPR(一般データ保護規則)を参考にしていますが、一部GDPRとは異なる点もあります。本法案の特徴は以下のとおりです。

	本法案	GDPRとの異同、その他留意点
個人データの定義(3条)	一般個人データ 氏名、性別、国籍、宗教など 特定個人データ 通院歴、生体認証データ、遺伝データ、犯罪歴、性的指向、政治思想、犯罪歴、子どもに関するデータ、経済データ	GDPRでは、宗教は、特別な種類の個人データとして一段上のデータと取り扱われるが、本法案では一般個人データとされている。また、GDPRにおいて、経済データを特別な種類の個人データとは取り扱っていない。
個人データの取扱者(1条3項、4項)	個人データ管理者 個人データの処理の方法や目的を決定する者 個人データ処理者 個人データ管理者のために個人データの処理をする者	GDPRに倣い、管理者と処理者をそれぞれ定義しており、その定義内容も類似している。
域外移転(49条)	域外移転の条件は以下 ① 移転先国にインドネシアと同等以上の個人データ保護規則があること ② インドネシアと移転先国の間の国家間同意があること ③ 移転元の個人データ管理者と移転先の個人データ管理者の間に個人データの処理に関する契約があること ④ 本人の承諾が得られていること	GDPRに倣い、データの域外移転の要件を定めている。概ね要件としては同様である。もっとも、②の要件である国家間同意(原文では perjanjian internasional antarnegara)が何を意味するかは必ずしも明らかではない。
監督行政庁(1条9項)	インドネシア通信情報省	—
情報漏洩時の対応(40条)	個人データ管理者は、72時間以内に書面でデータ主体及び監督行政庁に通知	GDPRの規定に倣っている。もっとも、72時間の起算時がどの時点か(管理者の認識を基準とするか、漏洩時を基準とするか)は必ずしも明らかではない。
違反時の制裁(50条)	監督行政庁は、書面警告、個人データ処理の停止命令、個人情報削除命令、損害賠償、行政罰を科することができる。また、本法案に違反した場合、刑事罰を科される可能性がある。	制裁に対する不服申立方法や、違反の主体、状況、故意・過失の別といった詳細な規定を欠いている。
刑事罰(61条以下)	違法な個人データの利用 7年以下の懲役又は700億ルピア(約5億円)以下の罰金	GDPRでは、2,000万ユーロ又は前会計年度の世界売上高の4%の何

	<p>個人データの偽造 6年以下の懲役又は600億ルピア(約4.3億円)以下の罰金</p> <p>違法な個人データの収集 5年以下の懲役又は500億ルピア(約3.6億円)以下の罰金</p> <p>違法な個人データの開示 2年以下の懲役又は200億ルピア(約1.4億円)以下の罰金</p> <p>法人に対する罰金は、上記の3倍が上限となる。</p>	<p>れか高い方が上限とされ、巨額の制裁金が課される可能性があるが、本法案では、法人に対する刑事罰の上限は、1500億ルピア(約10億円)となっている。</p>
--	--	--

2020年1月に本法案が提出されて以降、本稿執筆時点で目立った動きはありませんが、国会ウェブサイト及び通信情報省ホームページの2020年9月1日付け公表記事によれば、国会に本法案を制定するための作業部会が設置されたようであり、同作業部会によれば、2020年11月第2週目を目途に本法案を制定することを目指すとのことです。

インドネシアにおいては法案の制定タイミングを予測することは非常に難しく、上記のタイミングで制定されるかどうかは不明ですが、今後の動向を注視する必要があります。



よしもと ゆうすけ
吉本 祐介

西村あさひ法律事務所
[y_yoshimoto@jurists.co.jp](mailto:y.yoshimoto@jurists.co.jp)

2002年弁護士登録。三井物産株式会社法務部および米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012年ジャカルタのAli Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。海外各国におけるコンプライアンス問題や日本企業のアジア進出等を幅広く手掛ける。



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
[n_ishikawa@jurists.co.jp](mailto:n.ishikawa@jurists.co.jp)

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。GDPRを初めとするグローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供しており、関連する講演・執筆記事も多数。日本経済新聞社による「2019年に活躍した弁護士ランキング」の「データ関連分野」で、総合ランキング1位(企業票+弁護士票)。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。2020年にドイツのフランクフルト・デュッセルドルフに開設予定の西村あさひ法律事務所欧州拠点の代表に就任予定。



すぎもと きよし
杉本 清

西村あさひ法律事務所 ジャカルタ事務所* 弁護士
[ki_sugimoto@jurists.co.jp](mailto:ki.sugimoto@jurists.co.jp)

*提携事務所

2006年より総合商社でインドネシア市場を担当し、同国にて1年半の語学・実務研修を経験。退職後、2014年弁護士登録、当事務所入所。インドネシアのWalalangi & Partnersに出向中。

IV. ベトナム:IT ビジネスを行う際に留意すべき外資比率規制と許認可

執筆者:村田 知信、羽部 紗耶香

1. はじめに

ベトナムで「IT ビジネス」というと、従前は豊富な IT 人材とその賃金の安さを活かしたソフトウェアのオフショア開発が中心でしたが、昨今、ベトナムの経済発展を背景に、ベトナム人消費者又はベトナム企業をターゲットにした IT ビジネスも注目を集めています。

例えば、ベトナムの EC 市場の規模は 2018 年時点では 28 億ドルであったものが、2025 年までには 150 億ドルに達すると言われており¹、人口の多くを占める若年層へのインターネットやスマートフォンの普及、通信インフラの整備等を背景に、市場の拡大が見込まれています。加えて、新型コロナウイルス感染症の流行は、EC、電子マネー等の Fintech、各種オンラインサービス等の IT サービス分野では逆風にならず、むしろ追い風になることが見込まれています。

このような状況を背景に、外国企業が、ビジネスチャンスが多いと考えられるベトナムに IT サービスを提供するための子会社を設立する事例も増えてくるのではないかと考えられますが、そのような場合、外資比率規制や必要な許認可等のベトナム現地の法規制に留意する必要があります。そこで、本稿では、外国企業がベトナム国内に子会社を設立して IT ビジネスを行う場合に留意すべき法規制の大枠について、いくつかのサービスを取り上げて概説します。

2. ソフトウェアの開発に適用される規制

外国企業がベトナムにソフトウェア開発を目的とした子会社を設立し、当該子会社からソフトウェアの納入を受ける場合、当該子会社に適用される外資比率規制は存在しません(100 パーセント子会社による事業運営が可能です)。

また、ベトナム国内におけるソフトウェア製品開発については、サイバー情報セキュリティ法(Law on Cyber Information Security)が定める「サイバー情報セキュリティ製品」に分類されない限り、特別な許認可等の取得も不要です。

3. オンラインでの商品販売に適用される規制

外国企業がベトナムに子会社を設立し、当該子会社がオンラインでベトナムの消費者に商品を販売する場合、特別な規制を受ける商品を取り扱う場合を除き、当該子会社に適用される外資比率規制は存在しません(100 パーセント子会社による事業運営が可能です)。ただし、当該子会社がオンライン販売に付随して自ら商品の配送サービス等を提供する場合、51%の外資比率規制が適用されることがあるので、留意が必要です。

また、オンラインであってもベトナムの消費者に対して商品を販売する以上、外資企業による物品売買及び関連する事業活動を規制する政令 09 号/2018/ND-CP が適用され、同政令に基づくライセンス(所謂トレーディングライセンス)取得義務等の規制が適用されることとなります。さらに、電子商取引を行うためのウェブサイト構築・運用する際には商工省に登録をする必要がある等、電子商取引に関する政令 52 号/2013/ND-CP や消費者権利保護法等が定める規制にも留意する必要があります。他にも、ウェブサイト上でポイント付与や販促活動を行う場合には関連する規制を遵守する必要がありますし、ラベル及び価格表示に関する規制や商品種別に応じた規制にも留意する必要があります。

¹ e-Conomy SEA 2018 Southeast Asia's internet economy hits an inflection point (Google and TEMASEK)

4. 前払式電子マネーの発行に適用される規制

外国企業がベトナムに子会社を設立し、当該子会社が、他社の商品やサービス等の支払いに使用可能な前払式電子マネーを発行するサービスを提供する場合、当該サービスは、ベトナム法上、e-wallet サービスに分類される可能性が高いと思われます。

商業銀行及び外国の商業銀行の支店がこのような e-wallet サービスを提供する場合、外資比率規制はありません(100 パーセント子会社による事業運営が可能ですが、銀行法の下、銀行の設立及び運営に関するライセンスの取得や関連する規制の遵守が必要です)。

また、外国企業の子会社であるノンバンクが e-wallet サービスを提供しようとする場合であっても、外資比率規制を明記した法令は存在しません。もっとも、ベトナム中央銀行(SBV)は当該サービスを提供する事業者の外資比率の上限を 49%にすることを検討しているようです。また、ベトナムは WTO コミットメントにおいて当該サービスの市場開放を約束していないため、100 パーセント子会社による事業運営が可能か否かは関連当局の裁量によるところが大きく、事案に応じて計画投資省、SBV その他の関係当局に確認する必要があります。さらに、e-wallet サービスを提供するノンバンクは、500 億ベトナムドンの最低資本金、商業銀行に支払口座を開設して顧客の e-wallet の総残高よりも多い口座残高を有すること等の要件を満たした上で、SBV からライセンスを取得し関連する規制を遵守する必要があります。

5. 通信機能を有するソフトウェア・オンラインサービスの提供に適用される規制

外国企業がベトナムに子会社を設立し、当該子会社が、データ通信設備を設置せず、メール、チャット、通話等の 2 当事者間の通信機能を有するソフトウェアやオンラインサービスを提供する場合、当該サービスは、ベトナム法上、付加価値電気通信サービスに分類される可能性が高いと思われます。

ベトナムは、データ通信設備を設置しない付加価値電気通信サービスについて、従前は WTO コミットメントにおいて外資保有比率の上限を 65%とする旨約束していましたが、CPTPP においては、当該上限を 70%にする旨、及び、CPTPP の発効後 5 年以内に当該外資比率規制を廃止することを約束しました。外国企業がベトナムに子会社を設立して上記のようなサービスを提供する場合、当該外資比率規制を遵守するためにベトナム現地企業と合併の形で会社を設立する必要があることに留意が必要です。また、付加価値電気通信サービスを提供する事業者は、電気通信法上のライセンスを取得し関連する規制を遵守することも必要です。

6. 個人情報に関する規制

ベトナムには、現状、EU の GDPR や日本の個人情報保護法のような包括的な個人情報保護法令は存在しませんが(現在包括的な個人情報保護を定める政令の制定が検討されています)、個別の法令がそれぞれ個人情報やプライバシーの保護に関する規定を定めています。

また、ベトナム国民向けに一定のオンラインサービス等を提供する場合、それに伴い取得した個人情報等をベトナム国内に所在するサーバーで保管する義務(ローカライゼーション義務)を定めた法令も存在します。ベトナムで IT サービスを提供して個人情報等を取得する場合は、このような規制にも留意する必要があります。

7. 終わりに

ベトナムの IT 業界に参入する外国企業は増えてきており、次々に新しいサービスが開発されているにも拘わらず、ベトナムでは IT ビジネスを適切に規制するための立法が追いついていないのが現状です。そのため、現行の規制はその解釈に不明瞭な点が多々あり、問題となるサービスにどのような規制が適用されるか不明確であることも珍しくありません。ベトナムでの IT ビジネスを

検討する際には、その時点での最新の情報を入手し、必要に応じて現地の専門家を起用したり当局の見解を得たりするなどして慎重にアプローチする必要があります。



むらた とも のぶ
村田 知信

西村あさひ法律事務所 弁護士

to_murata@jurists.co.jp

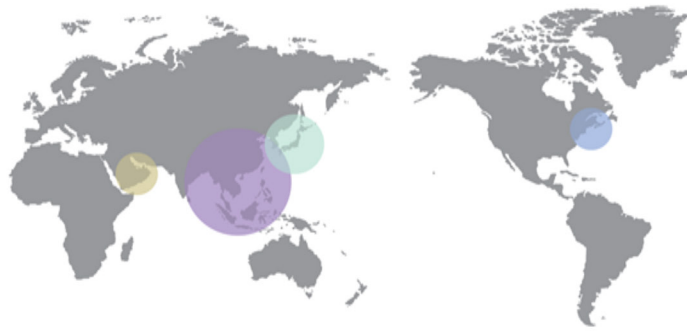
2010年弁護士登録、2018年UCLAロースクール卒業(LL.M.)後、ロンドンの知財ファームであるBristows LLPに出向。2019年から2020年にかけてホーチミンオフィスで勤務し、ベトナム、タイ、シンガポール等を含む東南アジアのサイバーセキュリティ、データ保護等のIT関連規制やIT・知的財産に係る取引・紛争を中心にアドバイスを提供している。基本/応用情報技術者試験合格、情報処理安全確保支援士登録(2019年)。

は べ さ や か
羽部 紗耶香

西村あさひ法律事務所 弁護士

s_habe@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。国内法律事務所および日本精工株式会社、日本ハム株式会社を経て2020年より西村あさひ法律事務所にて勤務。日本企業によるベトナムをはじめとするASEAN諸国への進出・投資を支援する事業に従事。



西村あさひ法律事務所では
現在、国内外に
16の拠点を設けています。

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200
Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 白杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@jurists.co.jp
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵

ドバイ

Tel +971-4-253-3646
E-mail info_dubai@jurists.jp
森下真生

バンコク

Tel +66-2-168-8228
E-mail info_bangkok@jurists.jp
パートナー 小原英志
タイパートナー* Chavalit Uttasart
(SCL Nishimura)
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@jurists.jp
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@jurists.jp
首席代表 前田敏博
代表 野村高志

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 廣澤太郎

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@jurists.jp
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
ベトナムパートナー* Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@jurists.jp
カウンセラー 町田憲昭

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@jurists.jp
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@jurists.jp
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝

*Nishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceを行っている
Bayfront Law LLCを通じてシンガポール法のリーガルサー
ビスも提供しております。

Okada Law Firm (香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s_okada@jurists.co.jp
代表 岡田早織

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@jurists.jp
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所
* 外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。